

○ 石川県警察ワークライフバランス等推進委員会の設置について（通達）

〔 令和3年12月24日務甲達第175号
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

対号1 平成28年3月18日付け務甲達第30号ほか「石川県警察ワークライフ
バランス等推進委員会の設置について（通達）」

対号2 令和3年3月26日付け務甲達第47号「石川県警察特定事業主行動計
画「IPサポートプラン」の策定について（通達）」

県警察では、対号のとおり、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき特定事業主行動計画を策定し、各種施策を推進しているところであるが、施策の更なる推進を図るため、見出しの委員会を設置するので、その実効ある運用に万全を期されたい。

なお、対号1は廃止する。

記

1 任務

- (1) 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定、検証
- (2) 行動計画に基づく施策の推進
- (3) 女性の視点を一層反映した警察運営に関する施策の推進
- (4) その他、ワークライフバランス等の推進に関する必要事項

2 構成

別表1のとおり

3 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。
- (2) 委員会に「石川県警察ワークライフバランス等推進幹事会」（以下「幹事会」という。）を置き、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 幹事会に「石川県警察ワークライフバランス等推進プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を置き、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- (4) 幹事会及びプロジェクトチームは、施策の企画立案と推進方策について検討する。
- (5) 各所属に「石川県警察ワークライフバランス等推進担当者」（以下「推進担当

者」という。) を置き、別表 4 に掲げる職にある者をもって充てる。

(6) 推進担当者は、各所属において、委員会で策定された施策を推進する。

(7) この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

4 事務局

委員会の事務局は、警務部警務課に置く。

別表1

石川県警察ワークライフバランス等推進委員会				
委員長	本部長			
副委員長	警務部長			
委員	首席監察官	生活安全部長	刑事部長	交通部長
	警備部長	警察学校長	警務部首席参事官	会計課長
	警務課長	その他委員長が指名する者		

別表2

石川県警察ワークライフバランス等推進幹事会				
幹事長	警務部長			
副幹事長	警務部首席参事官			
幹事	総務課長	警務課長	生活安全企画課長	刑事企画課長
	交通企画課長	公安課長	警察学校副校長	警務課人事管理室長
	警務課企画室長			
	その他幹事長が指名する者			

別表3

石川県警察ワークライフバランス等推進プロジェクトチーム				
リーダー	警務課	人事管理室長	警務課	企画室長
メンバー	警務課	人事補佐	警務課	企画第一補佐
	警務課	企画第二補佐	生活安全企画課	企画補佐
	刑事企画課	企画補佐	交通企画課	企画補佐
	公安課	企画補佐	警察学校	指導科長
	女性が職場を考える検討委員会委員長		その他リーダーが指名する者	
オブザーバー	女性が職場を考える検討委員会委員			

別表4

石川県警察ワークライフバランス等推進担当者
各所属の次席、副隊長、副校長、副署長、その他委員長が指名する者